

千葉労働局発表
令和7年9月3日（水）

報道関係者各位

（照会先）
千葉労働局労働基準部
監督課長 土田 容子
監察監督官 茶谷 信介
電話 043（221）2304

長時間の恒常的な荷待ち防止に向けて荷主企業への働きかけを強化します

～千葉労働局、千葉労働基準監督署、関東運輸局、
千葉県、千葉市による合同パトロールを実施～

千葉労働局（局長 小山英夫）では、関東運輸局、千葉県、千葉市と合同で荷主企業等を訪問し、下記によりトラック運転者の労働環境改善に向けた要請・周知を行うこととしましたのでお知らせします。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にありますが、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、千葉労働局管内の労働基準監督署では発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めることなどを要請しています。

記

- 日時
令和7年9月10日（水） 10時00分～11時00分（予定）
- 実施場所
千葉市美浜区新港付近
- 要請・周知事項
長時間の恒常的な荷待ちの防止
改善基準告示を配慮した発注【発注担当者向け】
トラック輸送の「標準的運賃」の理解・協力
- 取材対応
パトロールに出発するまでの冒頭のカメラ撮りが可能ですので、希望される場合は、9月9日（火）17時までにお名前、勤務先、連絡先を以下の取材登録先にご連絡願います。なお、パトロール実施中の取材や撮影については、取材者において対象者（荷主企業）の許可を取ってください。

<取材登録先>

関東運輸局自動車交通部貨物課 直通電話 045-211-7248
（担当：北條、小山、石川）